

年 月 日

空き家（バンクリフォーム・家財処分・解体工事）補助金 承諾書

（宛先）韮崎市長

申請者（所有者・利用者）

住所

氏名

㊞

電話番号

韮崎市空き家バンク事業実施要綱第 15 条の規定により、承諾書を提出します。

なお、本事業の実施に際し、問題が発生した場合は、当方の責任において適切な措置を講じ解決します。

記

【承諾事項】

- （１）空き家の利用者が、リフォーム工事、家財の撤去及び処分、解体工事を行う場合は、所有者の同意を得られたこと。
- （２）空き家の所有者は、空き家のリフォーム・家財処分補助金の交付を受けた日から起算して 5 年以内に空き家の取り壊しを行わないこと。
- （３）空き家の利用者は、補助金の交付を受けた日から起算して 5 年以内に転居又は転出しないこと。

上記の事項について、承諾します。

住 所	〒 -
氏 名	㊞
空き家の所在地	
空き家バンク 登録番号	